

市民と共有するまちづくり目標

【マナーの向上を果たし交通事故が少ないまちづくり】

この施策の目標

交通事故実態に関する情報の提供、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、年齢層に応じた交通安全教育など、交通事故から市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故の「ゼロ」および交通事故死傷者数の減少を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
交通事故死者数	10 人	0 人
交通事故死傷者数	1,300 人	900 人

この施策の現状

- 平成 24 年中の交通事故死者数は 10 人で、平成 22 年の全国ワースト 1 位からワースト 16 位になり、2 年連続減少しておりますが、交通事故そのものは依然として高い水準で推移しており、交通事故情勢は厳しい状況にあります。
- 交通事故死者 10 人のうち、交通弱者 4 人（歩行者 3 人、自転車乗用中 1 人）、原付車運転中が 5 人となっています。また、65 歳以上の高齢者が 5 人と半数を占めています。

■交通事故の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
人身事故（件）	1,128	1,130	1,035	956	1,046
負傷者（人）	1,492	1,538	1,352	1,213	1,290
死者（人）	14	13	21	16	10
高齢死者（人）	8	11	10	11	5
10 万人当たりの死者数	8.4	7.8	12.6	9.6	6.0
全国ワースト順位 （順位/全国 10 万人以上都市数）	7/261	13/262	1/265	4/269	16/269

この施策の課題

- 市民一人ひとりが自ら安全で安心な「交通事故のない松阪市」を構築する意識の醸成を図るため、幅広い年齢層に効果的で効率的な広報啓発活動を行うとともに、学校、自治会、住民協議会および関係団体などとの連携による市民の自主的かつ、主体的な交通安全活動を促進していく必要があります。
- 全死者数に占める高齢者の割合が高いことから、交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者の交通安全教育と、夜光反射材の着用率を高めていくことが求められています。
- 交通事故の特徴は、交通量・交通の変化等様々な要因により変化しますので、その特徴を踏まえた対策を講じる必要があります。

施策の展開

重点施策	交通安全意識の高揚 市民一人ひとりの取り組み意識の醸成を図るため、地域に根ざした市民主体型の交通安全対策を展開します。また、各種イベント、キャンペーンや各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発活動を展開します。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業 ・交通死亡事故ワースト緊急対策事業
	交通安全教育の推進 警察や関係機関・団体などと連携し、交通安全教育指導員「とまとーず」により、特に高齢者には、夜間の交通事故を防止するため、夜光反射材の視認効果体験、児童・生徒には歩行者や自転車利用者として必要な技能および知識の習得を目標とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。また、幼児の保護者にはチャイルドシート着用の重要性を理解させる交通安全教育を行います。	主な事業 ・とまとーず交通安全強化事業
主要施策	生活道路・通学路の安全確保 「ゾーン 30」 ¹⁴ などの生活道路対策、地域から推薦されている交通指導員、警察、交通安全協会、学校などと連携した通学路対策により、歩行者・自転車利用者を交通事故から守ります。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業
	交通死亡事故等再発防止対策の推進 交通死亡事故現場や交通事故多発箇所の現地調査を行い、警察などの関係機関と連携し、交通事故原因について客観的な分析を行い、交通死亡事故等の再発を抑止する具体的な交通安全対策に取り組みます。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業
	自転車安全利用と自転車駐車対策の推進 自転車利用者に対して法令に定められた交通ルールの周知、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する啓発の強化を図ります。また、自転車放置禁止区域の放置自転車の撤去等を効率的・計画的に実施するとともに、自転車利用者等への広報・啓発活動を通じて自転車駐車場の利用の促進と自転車放置禁止区域の周知を図り、違法駐車を防止する取り組みを行います。	主な事業 ・交通死亡事故ゼロ対策事業 ・放置自転車対策事業

【関連する計画】

- ・第9次松阪市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）
- ・策定予定 第10次松阪市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）

【関連する施策】

- ・施策5-7 道路・河川（P.104）

14 歩行者や自転車が多く行きかう通学路や住宅地域の生活道路において、自動車より歩行者や自転車を安全に優先するため、最高速度30キロの区域規制をはじめとする交通規制

市民と共有するまちづくり目標

【自然災害に強いまちづくり】

この施策の目標

台風や集中豪雨などの自然災害や、近年発生が予測され、甚大かつ広域にわたる人的被害等をもたらす可能性がある南海トラフ地震等（単発型東海地震や連動型東南海・南海地震等を含む）の大規模災害、さらには武力攻撃や大規模テロなどから市民の生命、身体および財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、企業などの関係機関等と連携を行うとともに、『松阪市地域防災計画』等に基づいた都市基盤や防災設備の整備を進めます。また、市民の危機管理意識のさらなる向上のために、継続的な防災教育・啓発を充実します。

さらに、地域での「共助」の精神を培う防災活動や、多様な組織との連携と市民参加のもと実施する総合防災訓練等により、総合的かつ計画的な防災対策の推進と防災危機管理体制の維持を行い、災害に強い安全なまちづくりを目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
防災啓発（出前講座・防災訓練）	48回	53回以上

この施策の現状

- 台風や集中豪雨時には、三重県「土砂災害危険区域図」等に掲載されているように、中山間地域で地すべりや山崩れの恐れのある危険箇所が、また、地震発生時には「松阪市津波ハザードマップ」等に掲載しているように、浸水が懸念される地域がある中で、監視カメラの設置等の施設整備を行っています。
- 非常時における迅速な情報伝達システムとして、防災行政無線（中継局・屋外拡声子局）の整備・更新を進めています。
- 市民への啓発として、これまでの出前講座に加え、中学校を対象とした計画的な防災教育や訓練、防災講演会等を行っています。
- 自治会連合会と協働で開催する防災研究会や、自主防災組織の育成に取り組むとともに、未組織自治会への結成促進を図っています。
- 一般木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強設計および耐震補強工事等に対する補助事業を実施して、倒壊家屋の減少と人的被害を防止するために住宅の耐震化促進に取り組んでいます。
- 災害時に自力または家族だけの支援だけでは避難することが困難な高齢者や障がいのある方などを、災害から守るための施策として、「地域で声かけ助け合い制度（災害時要援護者支援制度）」の取り組みを行っています。

この施策の課題

- 地震対策として、一般木造住宅の耐震補強や家具の転倒防止など被害を最小限に抑えるための対策が求められていますが、耐震補強工事の実施率が低迷しています。
- 災害発生後の避難生活に備え、市で災害用備蓄食や毛布、飲料水、ろ水機、発電機等を備蓄していますが、円滑な避難生活のためには、災害協定等に基づく民間支援の活用や市民への個人備蓄を含めた防災啓発が必要です。
- 災害発生時に迅速に地域で助けあい、支えあうため、「共助」の主体である自主防災組織の活性化が求められます。
- 国・県の調査研究の発表事項等を注視しながら、今後南海トラフ地震等に関する新たな被害想定が発表されることから、被害を最小限に抑えるための諸対策を一層進めることが求められます。

施策の展開

重点 施策	地震対策の充実 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一般木造住宅の耐震診断、耐震補強や家具の固定、耐震シェルターの設置等について、新たな被害想定等を考慮しながら進めていきます。また、倒壊する危険性のある家屋や塀、家具等の転倒防止対策を行う必要性を周知し、震災時における被害を最小限に抑えます。	主な事業 ・一般木造住宅耐震診断事業 ・一般木造住宅耐震補強事業 ・耐震シェルター設置事業
	自主防災・地域防災体制の強化 地域における住民協議会や自治会等と連携し、自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助けあう「共助」の仕組みを構築します。特に一人暮らしの高齢者や障がい者等については、関係課等と連携して「災害時要援護者」名簿の一本化と共有化などを図り、地域で支えられる仕組みの構築に取り組んでいきます。また、食料品や日用品などの販売業者等と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちをつくります。	主な事業 ・自主防災組織育成推進事業 ・地域防災活動推進助成事業
	防災意識の高揚 市民向けの防災講座、幼・保育園や小学校等で上演している防災紙芝居、自治会連合会との協働による減災対策の研修会や地域連携防災訓練等を通じて、地域および市民一人ひとりに「公助」に頼らない「自助」、「共助」の防災意識を高めていきます。また、総合防災訓練などを通じ、各関係防災機関や住民協議会、自治会等と効果的な連携ができるよう取り組みます。	主な事業 ・防災啓発事業 ・総合防災訓練事業
主要 施策	迅速な情報伝達と避難所の機能強化 緊急地震速報・津波警報などの緊急告知（注意喚起）やその他必要な情報の伝達を迅速かつ系統的行うため、防災行政無線や災害発生時などに一斉に情報発信できるエリアメール等の情報伝達体制を整えます。また、避難生活時に必要なプライベートルーム、簡易ベッド、簡易間仕切りなどの整備と、新たな被害想定等を考慮しつつ、食糧、飲料水などの計画的な備蓄に努めます。	主な事業 ・防災行政無線整備事業 ・防災設備等管理事業 ・防災行政無線基地局舎管理事業・ 災害用備蓄管理事業

主 要 施 策	関係機関との連携と応援体制の充実 防災関係機関、医療機関、他自治体との連携強化および応援体制の充実を図り「公助」の機能を充実します。	主な事業 ・総合防災訓練事業 ・松阪市防災会議事業
------------------	--	--

【関連する計画】

- 松阪市地域防災計画（毎年度修正）
- 松阪市国民保護計画（平成 23 年 3 月～）

【関連する施策】

- 施策 4－3 林業（P.80）、施策 5－3 消防・救急・救助（P.94）、施策 5－7 道路・河川（P.104）

《防災》の活動例



総合防災訓練①
(消防団による防災訓

総合防災訓練②
(防災講話)



総合防災訓練③
(炊き出し訓練)

市民と共有するまちづくり目標

【救急車の適正利用～本当に必要な方のために～】

この施策の目標

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

消防施設の整備はもとより、高度な技術や知識を備えた人材の確保による消防力の向上を図り、消防・救急・救助体制の充実強化に取り組みます。

項目	現状（H25）	目標（H29）
耐震性貯水槽数	128 か所	153 か所
女性消防団員数	60 人	100 人以上

この施策の現状

- 近年、火災をはじめ各種災害の大規模化や多様化が見られる中、東日本大震災では巨大地震および大津波により広範囲に甚大な被害をもたらすなど、広域的な災害発生時の対応が求められます。
- 救急需要は、年々増加傾向にある中、総務省消防庁の予測では平成 35 年には、高齢者の搬送増に伴い救急出動のピークを迎えることが見込まれ、重症患者への対応の遅れや救急搬送時間の遅延が危惧されています。
- 「松阪地区救急相談ダイヤル 24」の利用状況は、救急車を呼ぶほどでもない場合や不意のケガなどに関する相談が年間 1 万件以上あり、一定の効果が示されています。

この施策の課題

- 「松阪地区救急相談ダイヤル 24」の利用を促進するなど、継続して救急車の適正利用の啓発を行い、理解を求める必要があります。
- 災害に対する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、国が示している「消防力の整備指針」に基づき、消防体制の充実強化を図るとともに、県・市町との相互応援体制を強化する必要があります。

施策の展開

重点 施策	救急相談事業の推進 救急車の適正利用を進めるため、救急相談が24時間無料で利用できる「松阪地区救急相談ダイヤル24」の適切な運用と利用促進に取り組みます。	主な事業 ・救急相談委託事業
	松阪地区広域消防組合（常備）・松阪市消防団（非常備）消防体制の整備 消防力の整備指針に基づき、消防施設・車両等の適正な配置や消防技術の向上など消防体制の充実強化に取り組むとともに、広域災害発生時の対応が円滑に実施される体制の整備に努めます。また、地域の安全・安心の中核をなす消防団の活動環境の整備に努めるとともに女性消防団員の入団を促進し、組織の活性化に取り組めます。	主な事業： ・消防救急デジタル無線等整備事業 ・消防ポンプ自動車購入事業 ・水槽付消防ポンプ自動車購入事業 ・救助工作車購入事業 ・高規格救急車購入事業 ・車両管理事業 ・消防用資機材等購入事業 ・消防防災施設整備事業 ・小型動力ポンプ付積載車等購入事業
	救急体制の強化 松阪地区医師会など、一次および二次医療機関との連携を推進し、救急体制の充実を目指します。また、市民や事業所に対し、AED（自動体外式除細動器）を取り入れた救命講習会への参加を促し、応急手当の知識・技術を有する市民の育成と「救命リレー」の普及啓発に取り組めます。	主な事業 ・救急救命士研修事業 ・研修等参加事業
主要 施策	火災等各種災害予防の推進 住宅用火災警報器の設置および維持管理について、更なる普及啓発を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に取り組めます。	主な事業 ・防火広報事業
	防災対策の強化 自主防災組織の育成指導および消防職団員OBで組織する松阪地区消防支援隊の活性化に努め、地域の防災力を強化します。	主な事業 ・自治会等への訓練指導 ・出前講座の開催や松阪地区消防支援隊の意識向上を図る研修会実施
	予防指導の強化 防火管理業務に対する適正な指導および査察体制を強化するなど事業所等の防火・防災意識の高揚と自衛消防力の確保に取り組めます。	主な事業 ・防火広報事業
	消防水利の整備 災害時に活用する消防水利を確保するため、既存水利の整備保全と耐震性貯水槽の計画的な設置に取り組めます。	主な事業 ・消防防災施設整備事業
	救助体制の強化 装備資機材の整備と専門的知識や高度な技術の習得を推進し、救助隊員の活動能力向上を図り、救助体制を強化します。	主な事業 ・消防用資機材等購入事業 ・研修等参加事業 ・消防学校等研修事業

【関連する施策】

・施策1－1 救急医療（P.32）、施策5－2 防災（P.90）

市民と共有するまちづくり目標

【地域コミュニティ力を高め安心して暮らせるまちづくり】

この施策の目標

市民や地域、事業者、警察をはじめ、松阪地区生活安全協会等の関係機関・団体との協働および連携を強化し、一体となった諸活動を展開するとともに、自らの地域は自らで守るという気運を醸成し、地域における自主防犯活動団体の発足を推進することで、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
自主防犯活動団体	37 団体	42 団体以上

この施策の現状

- 治安のバロメータとも言われる刑法犯認知件数については、松阪警察署管内で平成 14 年の 4,211 件をピークに平成 20 年の 2,526 件まで 6 年連続で減少してきましたが、平成 21 年には 2,644 件となり、県内および松阪警察署管内で増加に転じました。翌平成 22 年からは、再び減少傾向にありましたが、平成 24 年には 2,577 件と再び増加に転じてきています。
- 生活様式の多様化や地域や他人への無関心化に伴う社会全体の規律意識の低下が、生活に身近な犯罪を増加させていると考えられ、具体的には、自転車盗（H24:537 件）、オートバイ盗（同:137 件）、車上ねらい（同:187 件）等乗り物にかかる犯罪や空き巣等の侵入盗犯（同:263 件）が大きな割合を占めていますが、なかには一人ひとりが施錠などの防犯対策を講じていれば未然に防止できた犯罪も多数存在します。
- 松阪警察署や教育委員会など関係機関と連携して注意喚起メールの配信や青色回転灯装備車などによる防犯パトロールを実施していますが、子どもや女性を狙った声かけ事案（不審者情報）（H24:39 件）も発生しています。

この施策の課題

- 生活に身近な犯罪が多発傾向にあり、また、施錠などの基本的な防犯対策で未然に防止できた犯罪も多数あることから、一人ひとりの防犯対策や防犯意識をより高める必要があります。
- 地域等での自主防犯活動団体が平成 25 年 4 月 1 日現在で 37 団体が発足しており、その活動も年々活性化していますが、依然として地域間での温度差があることは否めないことから、「市民みんなが防犯パトロール隊」という意識の高揚とともに市域を挙げて一体的な活動とする取り組みが必要です。

- 平成 4 年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行、平成 23 年 4 月の県および松阪市暴力団排除条例の施行後、行政の取り組みおよび警察による取締りも強化されていますが、市民の安全で平穏な生活を確保し、健全に社会経済活動を発展させるためにも、引き続き暴力団排除活動の推進が必要です。
- 強盗や性犯罪、殺人等の凶悪事件の被害者となった犯罪被害者への心身ケアやサポートについて、「みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し、犯罪被害者支援を行っていますが、行政の横断的な支援対策が求められています。

施策の展開

重点 施策	セーフコミュニティの推進 子どもの安全、高齢者の安全、交通安全など、あらゆる安全・安心に関する施策について、組織横断的な取り組みを進めます。	主な事業 ・セーフコミュニティ推進事業
	防犯対策の充実 警察や事業者などと連携した防犯講習会の開催や訓練等を実施し、市民や地域の防犯活動や対策を支援します。	主な事業 ・防犯対策事業
	暴力追放運動の推進 警察や暴力追放センターなどの関係機関との連携や、各種イベントなどでの啓発を行い、暴力団追放三ない運動「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」に地域や事業者をはじめ社会ぐるみで取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	防犯意識の高揚 松阪市安全・安心施策推進協議会の取り組みと、松阪地区生活安全協会や自治会連合会などとの連携強化により市域と市民一人ひとりの防犯意識を高めます。	主な事業 ・安全・安心施策推進協議会事業
主要 施策	防犯啓発および防犯対策の推進 各種イベント、研修会などで犯罪情勢の情報提供や防犯対策の啓発を推進するとともに、防犯アンケート等を実施するなどして市民一人ひとりの防犯意識や対策の実態把握を行い、今後の対策等を検討します。	主な事業 ・防犯対策事業
	自主防犯活動の組織化および活動支援 松阪地区生活安全協会への支援を強化するとともに住民協議会や自治会連合会防犯研究会などと連携し、地域での青色回転灯装備車による防犯パトロールや自主的な防犯活動の推進と活性化に取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	犯罪を誘発しない環境整備 住民協議会、自治会等と連携して、地域や隣近所などでのあいさつ運動の推進や地域で危険箇所等の点検を行うことなどで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、犯罪抑止に取り組みます。	主な事業 ・防犯対策事業
	地域や関係機関との連携の強化 松阪警察署、松阪地区生活安全協会、住民協議会、自治会連合会などと連携し、情報を共有し、効果的かつ効率的な防犯活動を展開します。	主な事業 ・安全・安心施策推進協議会事業

【関連する計画】

- ・松阪市生活安全・安心基本計画（平成 20 年度～平成 27 年度）
- ・策定予定 松阪市生活安全・安心基本計画（平成 28 年度～平成 35 年度）

施策5-5 環境・再生可能エネルギー

主担当：環境生活部／環境・エネルギー政策推進課、飯南・飯高環境事務所

この施策の目標

環境に配慮したやさしい施策を展開し、うるおいある豊かな環境につつまれるまちづくりを目指します。また、本市の豊かな地域資源を有効活用した再生可能エネルギーの推進に取り組みます。

項目	現状（H24）	目標（H29）
1人1日当たりのエネルギー（電気）消費量	6.42kWh/人・日	6.33 kWh/人・日

※ 市民一人ひとりの節電による意識が必要です。（例 不要な照明をできるだけ消す。）

この施策の現状

- 本市は、広大な市域の中に山林から海まで豊かな自然を有し、そこには多様な生態系を育んでいますが、便利な暮らしを求め続けるライフスタイルは環境への負荷を増大させ、その影響は豊かな自然環境まで深刻な影響を与えています。
- 身近な生活環境に関する苦情は後を絶たず、相談内容も多岐にわたっています。
- 再生可能エネルギーのひとつである木質バイオマス事業は、すでに市内の民間事業者により取り組まれています。木質以外の生ごみ、食品残さ、汚泥などを活用した発電や熱利用についても事業化に向けた検討が進められています。

この施策の課題

- 環境問題は身近な問題であるという意識のもと、市民一人ひとりが日ごろから環境にやさしい行動を実践していく必要があります。
- 日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる近隣同士のトラブルを防ぐためには、一人ひとりのモラルの向上が求められています。
- 東日本大震災や福島原発事故を受け、新たなエネルギー政策が求められている中で、環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めるため、大規模集中型から再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー社会に転換することが望まれています。
- 斎場（火葬場）の老朽化対策や葬儀の多様化への対応が求められています。
- ペットの飼養放棄や不適切な飼養による周辺への迷惑などが発生しているため、飼い主の意識の向上が求められています。

施策の展開

重点 施策	環境にやさしい活動の実践 松阪市環境パートナーシップ会議を中心として効果的な啓発などを行い、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境にやさしい活動を促していきます。	主な事業 ・環境パートナーシップ会議事業
	快適で安全な生活環境の実現 「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」の目的である清潔で快適かつ安全な生活環境の実現に取り組みます。	主な事業 ・環境美化対策事業
	再生可能エネルギーの推進 地域資源や地理的条件などの地域特性を活かした安全で安心なエネルギー政策が求められる中で、循環型社会の形成や地域の活性化につながるバイオマス事業について行政としての基本方針や推進方向を明らかにするために策定した「松阪市バイオマス活用推進計画」に基づき、市民、事業者および行政が一体となって再生可能エネルギーの推進に取り組みます。 また、教育施設や公共施設の新築・改築時には、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を進めます。	主な事業 ・バイオマスシティプロジェクト推進事業 ・再生可能エネルギーの推進に係る事業
主要 施策	環境監視体制の充実 各種環境調査や公害防止協定事業場調査を引き続き行っていくとともに、関係機関と連携して、公害防止への指導や啓発を行います。	主な事業 ・大気環境調査事業 ・水質環境調査事業 ・騒音・振動調査事業 ・事業場調査事業
	環境マネジメントシステムの運用 独自の環境マネジメントシステムを活用し運用していくことで、環境基本計画を効果的かつ効率的に推進し、環境にやさしい取り組みを進めます。	主な事業 ・Matsusaka-EMS 事業
	省エネルギーの推進 節電・省エネルギーへの意識を高めるための啓発を行うとともに、緑のカーテンなどの環境に配慮した生活様式の普及に取り組みます。	主な事業 ・Matsusaka-EMS 事業
	合併処理浄化槽の設置の促進 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、今後 5～7 年程度で下水道の整備が見込まれる区域等を除く区域において、汲取り・単独処理浄化槽からの転換促進をはじめ合併処理浄化槽の設置を進めます。また、関係機関と連携して、浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。	主な事業 ・浄化槽設置整備補助金 ・生活排水処理施設整備事業
	動物愛護意識の高揚 ペットの適切な飼養をより進めるために、関係機関等と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・動物愛護推進事業
	斎場（火葬場）・霊苑施設の利便性の向上 利用者ニーズの把握を行うなど、斎場（火葬場）や霊苑施設の利便性の向上に取り組みます。	主な事業 ・篠田山・嬉野・三雲・飯南 各火葬場管理事業 ・市営葬儀業務事業 ・篠田山墓地管理事業

【関連する計画】

- 松阪市環境基本計画－中間見直し版－（平成 19 年度～平成 29 年度）
- 松阪市生活排水処理基本計画（平成 20 年度～平成 35 年度）
- 地球温暖化対策率先実行計画（平成 24 年度～平成 28 年度）
- 策定予定 地球温暖化対策率先実行計画（平成 29 年度～平成 33 年度）
- 松阪市バイオマス活用推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）
- 松阪市景観計画（平成 20 年度～）

【関連する施策】

- 施策 3－7 景観（P.74）

《環境・再生可能エネルギー》の活動例

①松阪市環境パートナーシップ会議と協働してみんなで環境に優しい活動を行っています。

松阪市環境パートナーシップ会議は、「緑のカーテンコンテスト」を平成 23 年度から毎年開催し、普及・啓発の取り組みを継続しています。

(緑のカーテンコンテスト優秀作品)



②「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」を制定しました。

**松阪市みんなでまちを
きれいにする条例**
平成26年4月1日施行

ポイ捨て禁止
たばこの吸い殻、空き缶、
ペットボトル、紙くすなどの
ポイ捨てはやめましょう。

**携帯用吸い殻入れを
携帯しましょう**
路上喫煙をするときは、携帯用吸い殻
入れを持つようにするなど、ポイ捨てを
しないようにしましょう。
また、歩きタバコはやめましょう。

**飼い犬等のふんを
放置しないで！**
飼い犬等のふんは持ち帰りましょう。

皆さまのご理解をお願いします。



まちなかピカピカ作戦と称し、第一
小学校では毎月、児童たちが通学途
中などにごみなどを拾い集めて登
校しています。

施策5-6 資源循環型社会

主担当：環境生活部／清掃政策課、清掃事業課、清掃施設課、飯南・飯高環境事務所

市民と共有するまちづくり目標

【リサイクル（分別）が徹底されているまちづくり】
【ごみが目立たないきれいなまちづくり】

この施策の目標

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、市民・事業者・行政が連携してごみの適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制と再利用の促進を図ることで、資源を有効に利用できる循環型のまちづくりを目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
ごみ量	56,415 t	53,968 t
一人一日当たりのごみの排出量	911 g	866 g
リサイクル率	18%	30%

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の、平成 31 年度の目標値「ごみ量 52,409 t、一人一日当たりのごみの排出量 842g、リサイクル率 32%」に基づき、平成 29 年度の排出量見込みを算出。

※ごみ量は総ごみ量より、集団回収量を差し引き算出。

この施策の現状

- 3R の考え方を基本として、さまざまな視点からごみ減量と資源化の啓発を行うことで、ごみ処理に対する市民の関心が高まり、近年はごみの減量と資源化において一定の効果が表れてきています。
- 市のごみ処理施設は、平成 24 年 2 月に松阪市リサイクルセンターが供用を開始し現在、平成 27 年度の供用開始を目指し燃えるごみ・燃えないごみを処理する新ごみ処理施設を建設しています。また、最終処分場は、平成 24 年度末で約 6 割が埋められた状況であり、今後の最終処分のあり方について検討を行っていくことが重要となっています。
- 家庭ごみの集積所に関する現状として、生活環境の保全と公衆衛生の向上を進めるために、自治会が廃棄物集積所設置に要する経費に補助金を交付しています。

この施策の課題

- 適正なごみ処理やごみの資源化には、市民や事業者など、個々のごみに対する意識を向上し、地域社会全体で連携した取り組みを行っていく必要があります。
- ごみ処理一元化の実現には、新ごみ処理施設の稼働までに様々な方法機会を通じて周知を行い、現在のごみ処理形態から新ごみ処理施設供用開始に合わせたごみ処理方式に移行する必要があります。また、平成 27 年度からは一元化したごみ処理方式に基づき、各ごみ処理施設で今まで以上に安全で安定したごみ処理を継続していくことが求められています。また、3Rの視点から将来を見据えた跡地利用の検討を行っていく必要があります。

- 不法投棄対策を進め、まちの美化に対する市民の意識を高める必要があります。
- 家庭ごみの集積所の設置を進めるための検討が必要です。

施策の展開

重点 施策	ごみ処理一元化と安全で安定したごみ処理 新ごみ処理施設の平成 27 年度供用開始に向けて取り組み、ごみ処理体制の整備とともに、全市的なごみ処理一元化の実施に向けて市民等への周知を行います。	主な事業 ・廃棄物循環型社会基盤施設整備事業 ・ごみ処理一元化事業
	ごみ減量と再利用の推進 3Rの取り組みを推進し、ごみ減量と資源化に対する市民や事業者の意識の向上と、実践に向けて取り組みます。	主な事業 ・ごみ減量対策事業 ・生ごみ堆肥化容器等補助金 ・資源物集団回収活動補助金
	不法投棄防止の啓発 不法投棄防止監視パトロールを行うなど、家電製品等の不法投棄への監視強化と、不法投棄防止のための啓発を行います。	主な事業 ・塵芥収集事業
主要 施策	環境教育・啓発の推進 松阪市リサイクルセンターを活用し、3Rを推進する市民団体の育成や学習を行うとともに、幼稚園や学校で環境への取り組みを実践することで、子どもから大人まで全ての市民のごみ減量化に対する意識が高まるよう取り組みます。	主な事業 ・環境啓発交流事業
	資源化の推進 資源化の推進においては、最終的なごみの排出抑制・ごみ減量につながるよう多角的な検討を行うとともに、身近にできる分別や市民が資源物を出しやすい環境づくりに行政・地域で取り組みます。	主な事業 ・資源物集団回収活動補助金 ・リサイクル事業
	廃棄物集積所設置の推進 自治会が設置するごみ集積所に対し支援を行い、ごみ散乱防止や衛生面の向上に取り組みます。	主な事業 ・廃棄物集積所設置補助金

【関連する計画】

- ・松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 29 年度）
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 24 年度～平成 38 年度）
- ・ごみ処理基盤施設建設基本計画（平成 21 年度～平成 35 年度）

この施策の目標

市民の生活に必要な不可欠な生活基盤である道路や河川の整備を進めることにより、自然災害や交通災害から市民のいのちを守るとともに、快適な生活空間の確保を目指したまちづくりを行います。

項目	現状（H25）	目標（H29）
都市計画道路の整備率	45.0%	47.0%
橋りょう耐震補強の整備数	32 橋	42 橋
計画的に整備を行っている準用河川*の整備延長 （九手川・真盛川・中川）	1,204m	2,160m

※準用河川とは、一級河川および二級河川以外の河川で、市町村長が指定し、管理する河川。

この施策の現状

- 松阪市の道路状況は、依然として交通渋滞が多く発生しているとともに、救急車・消防車等の緊急車両の進入が困難な道路が多い状況にあります。また、歩行者や自動車などの安全な交通の確保のため、幹線道路等の整備が求められています。
- 道路・橋りょう等の施設は老朽化が進み、災害時における橋りょうの機能確保への対策と適正な維持管理が求められています。
- 市内には、一級河川である櫛田川、雲出川、中村川をはじめ多くの河川が流れていますが、これらの河川は未改修部分も多く、近年は開発に伴う流量も増大しており、台風や集中豪雨等による浸水被害が懸念されています。

この施策の課題

- 慢性的な渋滞の解消や、大規模災害時の避難路および緊急輸送路としての役割を果たすため、広域幹線道路網の整備や橋りょうの耐震補強を進める必要があります。
- 歩道の設置や道路の拡幅等の整備を進めるとともに、歩行者の安全確保、交通環境の向上を目指すとともに、道路・橋りょうの適正な維持管理を行う必要があります。
- 大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、河川改修や排水対策を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	幹線道路網の整備 交通環境の向上や、都市間連携の強化を図るため、広域幹線道路や市内幹線道路等の整備を行います。	主な事業 ・島田北 10 号線道路新設事業 ・道路整備単独事業 ・県施行街路事業負担金
	浸水対策の推進 弱小堤防の強化、河床掘削、堤防・護岸の整備などの河川改修を進め、大雨や集中豪雨による河川の増水や浸水被害の軽減に取り組めます。	主な事業 ・浸水対策事業 ・河川改良単独事業 ・準用河川九手川改修事業
	道路の安全対策の推進 安全で安心な交通環境の確保のため、交通安全施設（視認性を高めるためのカラー舗装等）の整備や交差点改良、歩道の整備などを行います。	主な事業 ・交通安全対策施設整備事業
主要 施策	橋りょうの耐震補強整備 近い将来予想される南海トラフ地震等大規模災害発生時における避難路や緊急輸送路の確保のため、橋りょうの耐震補強を行います。	主な事業 ・橋りょう長寿命化事業
	道路・橋りょうの適正な維持管理 市民生活に身近な市道の整備と維持管理を行うとともに、橋りょうの老朽化に対応するため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、予防保全的な修繕や計画的な架け替えを進めます。	主な事業 ・道路施設点検事業 ・橋りょう長寿命化事業

【関連する計画】

- ・松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- ・“豪商のまち”生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- ・施策 1－4 地域福祉・生活支援（P.38）、施策 3－6 都市計画（P.72）、施策 5－1 交通安全（P.88）、施策 5－2 防災（P.90）、施策 5－10 下水道（P.110）

市民と共有するまちづくり目標

【公園の整備が充実したまちづくり】

この施策の目標

公営住宅の長寿命化計画を定め、予防保全的な維持管理を行うことで、安全で快適な住環境の確保を目指します。

また、スポーツ・レクリエーションなど多様化する市民のニーズに対応した公園の整備に取り組むことで、市民が気持ちよく利用でき、憩いや交流の場となるような、魅力的な公園を提供します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
市営住宅の屋上改修	157 棟	237 棟
市営住宅の受水槽改修	5 棟	16 棟
一人当たりの都市公園面積率※	9.2m ²	12.0m ²

※都市公園の総面積を都市計画区域内人口で割り出した数値。

この施策の現状

- 本市は現在、市営住宅 37 団地に 1,679 戸のストックを有していますが、このうち昭和 40 年から 50 年代に建設された団地は、建物および施設の老朽化が著しいものがみられます。
- 都市公園は、中部台運動公園、鈴の森公園、街区公園など 397 か所の公園が設置されていますが、一人当たりの公園面積は 9.2m²であり、県平均 9.7m²、国平均 9.9m²を下回っている状況です。また、身近な公園として機能する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備水準が低いことから、市内全体でバランスのとれた公園配置が求められています。

この施策の課題

- 市営住宅の適正な維持保全のため、効率的で効果的な事業計画に基づくストックの管理や、維持管理、早期の建て替えが求められています。
- 多様化する市民のスポーツ・レクリエーションの需要に対応するため、総合運動公園等の整備を進める必要があります。
- 地域住民の憩いの場として身近な公園に対する要望があることから、住宅団地等の開発により設置される公園、緑地の整備については指導を行い、また、既存の公園については、幼児から高齢者までが安全に利用できるように施設の計画的な改修や安全管理を強化する必要があります。

施策の展開

重点 施策	公営住宅のストック管理 老朽化が進む公営住宅について、屋上の防水や受水槽改修などの予防保全的な改善と適正な維持管理を行い、公営住宅の快適な住環境の確保と長期的な活用を図ります。	主な事業 ・公営住宅ストック改善事業 ・市営住宅修繕工事
	総合運動公園の整備促進 スポーツやレクリエーションに対する多様なニーズに対応し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整えるため整備を進めており、平成 24 年に一部供用を開始しました。今後も多目的な競技運動施設やジョギングコースなどを整備します。	主な事業 ・総合運動公園建設事業
主要 施策	身近な公園の整備推進 身近な公園・緑地の確保に向け、新たな民間による宅地開発事業等において、公園・緑地の整備について指導を行います。	
	公園施設の整備・充実 市民の多様なニーズに対応し、市民が安心して気軽に利用できるよう、施設の整備に取り組みます。	主な事業 ・都市公園維持管理事業 ・都市公園整備事業 ・松名瀬海岸海浜公園建設事業

【関連する計画】

- 松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 策定予定 松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 28 年度～平成 32 年度）
- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

【関連する施策】

- 施策 3－6 都市計画（P.72）

施策5－9 上水道および簡易水道

主担当：上下水道部／上下水道総務課、上水道建設課、水源管理課

この施策の目標

水道水は市民の生活を支えるライフラインとして欠かせないものであるため、水道施設や管路の耐震化などの整備を進め、給水体制の充実化を図るとともに、安全・安心で良質な水道水を安定して供給していくことを目指します。

項目	現状（H25.3.31）	目標（H29）
基幹水道構造物の耐震化	12 施設	18 施設
基幹管路の耐震化率	26.5%	32%
統合波瀬簡易水道浄水場統合	3 浄水場	2 浄水場
西部簡易水道施設更新	0 浄水場	2 浄水場

この施策の現状

- 水道水の供給開始から 60 年以上が経過し、水道施設の老朽化が進んでいます。また、近い将来に発生が予想される大規模地震への対応もあわせて、施設や管路の耐震化と老朽化した施設の整備が求められています。
- 飯高管内の簡易水道施設は、20 年以上が経過しており、老朽化した施設や管路の更新時期を迎えています。

この施策の課題

- 基幹施設は緊急性に応じて耐震化を進めているものの、老朽化と配水容量の不足から、新設が必要な施設があります。
- 管路については、高いレベルの耐震性が求められている基幹管路や、布設から 50 年以上が経過した老朽管は、順次耐震性のあるものに取り替えが必要です。また、配水区域への配水の状況に応じて、管路のループ化やバイパス管の整備が必要です。
- 飯高管内における山間地での安定した水道水の供給に向けて、簡易水道施設の効率的な施設整備を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	基幹水道施設の耐震化 老朽化が進む配水施設の大規模地震に備えた耐震化の整備を進めます。	主な事業 ・新山見配水池築造 ・小片野配水池耐震化 ・御麻生園配水池耐震化 ・久保山ポンプ場耐震化
	管路の整備 基幹管路や老朽管を、耐震性のある管への取り替えを進めるとともに、管路のループ化やバイパス管の整備を行います。	主な事業 ・基幹管路、配水支管の耐震化事業
主要 施策	簡易水道施設の整備 飯高管内の整備が完了した施設以外で老朽化が著しい西部簡易水道の整備を進め、山間地での安定した水道水の供給に取り組めます。	主な事業 ・飯高西部簡易水道施設更新事業
	安全で良質な水道水の供給 安全で安心な水道水の安定供給に向けて、老朽化した設備を更新するとともに、簡易水道を含む水質検査計画（水道法施行規則第15条第6項）に基づいて水質検査を行います。	主な事業 ・配水池、ポンプ場等の設備更新事業

【関連する計画】

・松阪市水道ビジョン（平成20年度～平成37年度）

市民と共有するまちづくり目標

【下水道の整備が進むまちづくり】

この施策の目標

汚水の適正な排除により市民の快適な生活環境を確保するとともに、雨水の排除による浸水被害の軽減を図ることで、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。また、公共用水域の水質を保全し、豊かな自然環境を守ります。

項目	現状（H25.3.31）	目標（H29）
下水道の普及	46.4%※	53.5%
水洗化率	80.5%	81.2%

※参考 本庁管内 40.7%、嬉野管内 91.1%、三雲管内 64.6%、市全体 46.4%

この施策の現状

- 下水道は、快適な住環境の整備や公共用水域の水質保全などの重要な役割を担い、その必要性が高まっていますが、下水道普及率は46.4%にとどまっており、全国平均（平成24年度末）の76.3%を大きく下回っています。また、汚水処理区域面積は平成24年度末で1,746haですが、これは計画面積の34%程度にとどまっています。
- 浸水被害を防ぐための雨水排水用のポンプ場は、著しく老朽化が進んだ施設があり、その維持管理が難しい状況にあります。

この施策の課題

- 下水道事業の推進にあたっては、多額の費用と期間を要することから、長期的な整備計画に基づいて行う必要があります。
- 老朽化した雨水処理ポンプ場の更新を計画的に行う必要があります。

施策の展開

重点 施策	雨水ポンプ場施設の整備と更新 集中豪雨での増水時など、緊急時には即座に対応できるよう日常の点検整備を行うとともに、計画的に設備の更新を行います。	主な事業 ・大口ポンプ場・沖スポンプ場設備増設事業 ・宮町ポンプ場・沖スポンプ場施設長寿命化事業
	適正な排水処理の推進 汚水管渠の整備を進めるとともに、家庭や事業所に下水道への接続を促すことで、生活排水や事業排水の適正処理を行います。	主な事業 ・汚水管渠工事 ・中勢沿岸流域下水道事業（負担金）
	浸水被害への対策 浸水を防ぐための雨水管渠を整備し、大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に取り組みます。	主な事業 ・雨水管渠工事 ・都市下水路施設整備および管理運営事業
主要 施策	水洗化の促進 一般家庭や事業場に対して啓発や助成を行うとともに、毎年 9 月 10 日を「下水道の日」として啓発活動を行うことで、水洗化への意識の高揚と整備を促します。	主な事業 ・水洗化促進に関する啓発事業（戸別訪問、市広報・ホームページ・ケーブルテレビによる啓発等） ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度 ・高齢者・障がい者・一人親世帯に対する水洗化補助金制度

【関連する施策】

◦施策５－７ 道路・河川（P.104）